六十四　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

公的病院等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。）に対して助成を行っている道府県について、次の各号によって算定した額（当該助成の額（同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行っている場合においては、当該助成の額の合計額又は当該算定した額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額で按分して得た額）を上限とする。）の合算額とする。

一　公的病院等に係る上欄に掲げる区分に従い、前年度の三月三十一日現在において休診している病床（感染症病床、同日現在において休診している病床の種別の病床及び病床利用率が前三年度継続して零である病床の種別に属する病床を除く。以下同じ。）の数（次表第一号又は第二号の上欄に掲げる病床の数が百を超えるときは、それぞれ百から百を超えた病床の数に二を乗じて得た数とする。）に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの	一般病床等の数（ただし、結核病床等を有する場合であつて、一般病床等の数が百未満のときは、百から一般病床等の数を控除して得た数を上限として結核病床等の数を加える。）	一、二三〇、〇〇〇円
イ　その有する病床が一五〇床未満であること。		
ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。		
二　右欄に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの	一般病床等の数	八二〇、〇〇〇円
イ　その有する病床が一五〇床未満であること。		
ロ　当該病院が直近の国勢調査の結果による人口集中地区以外の区域に所在していること。		
三　四以外の病院	結核病床の数（第一号中欄のただし書において加えた結核病床の数を除く。）	一、〇九三、〇〇〇円
	精神病床の数（第一号中欄のただし書において加えた精神病床の数を除く。）	八七四、〇〇〇円
四　リハビリテーション専門病院	一般病床等の数及び結核病床等の数の合計数	五〇〇、〇〇〇円

二　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床として総務大臣が調査した病床の前年度の三月三十一日現在における数（その数が三十を超える場合には三十を上限とする。）に一、八九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に二一、八二三、〇〇〇円を乗じて得た額

三　都道府県の救急医療計画に基づき法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが整備し、運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一四四、六二五、〇〇〇円を乗じて得た額

四　公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、総務大臣が調査した次表の上欄に掲げる種別の病床の前年度の三月三十一日現在における数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　新生児特定集中治療室等の有する病床の数	四、一四二、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	三、三一四、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	二、二六一、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	一、八〇九、〇〇〇円

五　公的病院等であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用のものとして総務大臣が調査した病床の前年度の三月三十一日現在における数に一、四六五、〇〇〇円を乗じて得た額

六　公的病院等であつて感染症病床を有するものについて、総務大臣が調査した感染症病床の前年度の三月三十一日現在における数に四、一〇七、〇〇〇円を乗じて得た額

道府県等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額又は当該経費について総務大臣が調査した額又は当該経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十五　医師の派遣を受ける経費があること。

六十六　石綿対策に要する経費の財源に充てるため地方債を起こしたこと。

六十七　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるため地方債を起こしたこと。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費及び救済給付（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三条に規定する救済給付をいう。）の支給に要する費用に充てるため独立行政法人環境再生保全機構に対して拠出する資金の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行につき同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）第四条第一項に規定する実施計画に基づく特定支障除去等事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行につき同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額とする。